

盛岡市監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 27 年 4 月 7 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 27 年 2 月 20 日付け 26 盛監第 106 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 都市整備部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

26 盛 都 第 76 号

平成 27 年 3 月 10 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 2 月 20 日付け 26 盛監第 106 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 都市整備部 都市計画課）

行政財産の使用料の算定に当たり、1 円未満の端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

今回の事案を受け、徴収金に係る国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（以下「法」という。）の適用について、事務担当者への指導及び課内周知を実施した。

また、今後、行政財産使用許可申請等により使用料等を算定する事案が発生した場合は、端数処理に誤りのないよう、起案書類や計算調書等に根拠法令及び算定方法を明記することとする。

(2) 原因及び再発防止策の内容

法第 7 条第 4 号の規定により、確定金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる旨規定されるが、同法の適用除外となる「地方団体の徴収金」に、行政財産使用料等も含まれると誤認していたことが原因である。

徴収金に係る法適用について事務担当者への指導及び職員への周知を実施したほか、今後は、使用料等の決定時において、根拠法令及び算定方法を明記することにより、決裁書類の確認を徹底し、再発防止に努める。

26 盛市街 第 161 号

平成 27 年 3 月 26 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 2 月 20 日付け 26 盛監第 106 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 都市整備部 市街地整備課）

- ① 公の施設の使用料の徴収に当たり、許可の際に使用料を徴収していない事例が認められたので、適正な事務の執行を求める。
- ② 公の施設の使用時間の変更に当たり、決裁者からの決裁を得ていない事例が認められたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

1-①

指摘に基づき、今後、使用料を徴収した後、許可書を発行する手続きとするよう課員に指示した。

1-②

指摘に基づき、市長内部部局専決及び代決に関する規定に基づき処理を行うよう課員に指示するとともに、決裁に当たっては課内のチェックを徹底することとした。

（2）原因及び再発防止策の内容

1-①

使用料徴収の事務処理において、認識不足により納付書で使用料を納付させていたことが原因であった。 今後は、決裁に当たり条例規定を添付し、許可の際に使用料を徴収する。

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

1 - ②

使用時間の変更事務処理において、専決代決規程の部長専決であることを失念し、使用に関する変更の課長専決を適用したことから決裁区分を誤ったことが原因である。

今後、決裁に当たっては、条例規定を添付することにより課内チェックを強化し、規定に基づく適正な決裁を得ることとする。

26 盛景第 65 号
平成 27 年 3 月 27 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 2 月 20 日付け 26 盛監第 106 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 都市整備部 景観政策課）
 - （1）単価契約による業務委託の実施に当たり、作業実施日及び作業実施場所を指定する文書が作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - （2）業務委託の履行確認に当たり、検査調書の作成が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - （3）行政財産の使用料の算定に当たり、1 円未満の端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
 - （1）措置の内容
 - ア 単価契約による業務委託の実施については、作業依頼者、作業実施日及び作業実施場所を明記した業務作業依頼報告書を新たに作成し、課内報告することを所属長及び課員全員に指示した。
 - イ 業務委託の履行確認において、業務の履行期間の完了時に業務委託者より業務完了報告書の提出を義務付け、検査調書を作成することを所属長及び課員全員に指示した。
 - ウ 徴収金に係る国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（以下「法」という。）の適用について、事務担当者への指導及び課内周知を実施した。

また、今後、行政財産使用許可申請等により使用料等を算定する事案が発生した場合は、端数処理に誤りのないよう、起案書類に根拠法令及び算定方法を明記

することとした。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 保存樹木制度は、前任の担当課より当課に移管された業務であり、見直すことなく同様に事務を進めてきたことによる。今後は、業務作業依頼報告書を新たに作成することとし、適正な事務の執行に努める。

イ 保存建造物制度は、前任の担当課より当課に移管された業務であり、見直すことなく同様に事務を進めてきたことによる。今後は、業務委託の完了時に履行内容を確認するとともに、検査調書を作成することとし、適正な事務の執行に努める。

ウ 法第 7 条第 4 号の規定により、確定金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる旨規定されているが、同法の適用除外となる「地方団体の徴収金」に、行政財産使用料等も含まれると誤認していたため端数を四捨五入したものであった。

今後は、徴収金に係る法適用について事務担当者への指導及び職員への周知を実施したほか、使用料等の決定時において、根拠法令及び算定方法を明記することにより、決裁書類の確認を徹底し、再発防止に努める。